

令和7年11月25日

郡市区等医師会 御中

一般社団法人 大阪府医師会
(公印省略)

**在日外国人向け資料「マイナンバーカードの健康保険証利用について」の
多言語対応について（周知依頼）**

平素は本会事業に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
この度、標題の件につき、日本医師会より連絡および周知依頼がありました。

大阪府医師会社会保険通報第935号（令和7年3月31日）にて、在日外国人向けに、マイナ保険証の利用登録方法や医療機関・薬局の受診方法、メリット等を記載した資料（英語版含む）についてお知らせしましたが、今般、該当の資料が改訂されるとともに、以下に記載の言語（計15言語）に追加で対応がなされた旨のお知らせとなります。対応言語および資料については下記をご参照ください。

なお、本件につきましては、大阪府医師会社会保険通報第944号（令和7年12月末号）にも併せて掲載予定であることを申し添えいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

【対応言語】

日本語・英語・韓国語・中国語（簡体字）・中国語（繁体字）・スペイン語・ポルトガル語・タガログ語・ベトナム語・インドネシア語・ネパール語・タイ語・ミャンマー語・クメール語・モンゴル語

【在日外国人向け資料「マイナンバーカードの健康保険証利用について」】

厚労省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_51604.html



【担当理事より】

在日外国人向けのマイナンバーカードの健康保険証利用に関する説明資料について、対応言語が拡大された旨のお知らせとなります。上記厚労省ホームページより、対応言語の資料をダウンロードできますので、医療機関様のご必要に応じてご利用ください。

大阪府医師会 担当事務局
(診療報酬) 保険医療課 TEL06-6763-7001
(医療DX) 総務課企画室 TEL06-6763-7021